

保険期間
2年



賃貸プラン

Wide+
ワイドプラス

イオンの家財保険

大切な家財の補償に加え、家主さまへの賠償責任や個人賠償責任補償をセットにした、万が一に備える賃貸住宅ご入居の皆さまのための安心の家財総合補償プランです。

商品タイプ別 支払限度額・保険料

		支払限度額	
契約種類	補償内容	Sタイプ	Bタイプ
A 家財契約	家財損害保険金支払限度額（1事故）	250万円	400万円
	家財盗難保険金支払限度額（1事故）	50万円	50万円
	通貨盗難保険金支払限度額（1事故）	20万円	20万円
	預貯金証書盗難保険金支払限度額（1事故）	50万円	50万円
	持ち出し家財保険金支払限度額（1事故）	50万円	80万円
	水害保険金支払限度額（1事故）	175万円	280万円
	臨時費用保険金支払限度額（1事故）	75万円	100万円
	残存物取片づけ費用保険金支払限度額（1事故）	25万円	40万円
	失火見舞費用保険金支払限度額	50万円	80万円
	1被災世帯あたりの失火見舞金支払額（1事故）	20万円	20万円
	修理費用保険金支払限度額（1事故）※1 （被保険者等の死亡を原因とする修理費用は50万円）※2	100万円	100万円
	遺品整理費用保険金支払限度額（1事故）	50万円	50万円
	家財契約 合計支払限度額	350万円	550万円
B 賠償責任契約	借家人賠償責任保険金支払限度額（1事故）※3	1,000万円	1,000万円
	個人賠償責任保険金支払限度額（1事故）	1,000万円	1,000万円
	賠償責任契約 合計支払限度額	1,000万円	1,000万円
保険料	保険期間 2年	15,800円	19,800円

※1：家財損害、盗難の事故に対する修理費用保険金支払限度額

※2：被保険者またはその配偶者等の死亡による入居物件の損害に対する修理費用保険金支払限度額

※3：借家人賠償責任保険で火災・破裂または爆発、給排水設備の事故による水濡れ以外の偶然な事故につきましては1事故30万円限度、免責1万円とします。
被保険者等の死亡が原因による入居物件の損害に対する補償は、修理費用保険金および遺品整理費用保険金請求がなかった場合、50万円が限度となります。

このパンフレットは、〈イオンの家財保険 賃貸プラン WIDE プラス〉の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」の内容を十分にご確認ください。

取扱代理店

引受保険会社



イオン少額短期保険

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-2-2

保障内容・お手続きに関するお問合せは
契約センターにお気軽にお問い合わせください。

契約センター ☎ **0120-953-856**

受付時間：平日 9:00～18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

家財をまもる さまざまな事故から暮らしをまもります。

火災
破裂
爆発



落雷



風災
雪災

20万円以上の損害
が発生した場合に限
ります。



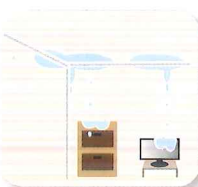
建物の外部からの
物体の

落下 飛来
衝突 倒壊



給排水設備の事故
による漏水、放水
水あふれによる

水ぬれ



騒じょう、集団行動、
労働争議に伴う

暴力行為
破壊行為



盗難

お支払限度額
(1事故につき)
家財 50万円
通貨 20万円
預貯金証書 50万円



持ち出し家財

住居から一時的に持ち
出された家財が、日本
国内の他の建築物内で、
火災、水ぬれ、盗難な
どにより損害を受けた
場合



水害

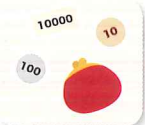
家財に30%以上の
損害が発生した場合、
あるいは床上浸水に
より損害が発生した
場合、損害の70%
をお支払いします。



● 損害の額は、再調達価額によりお支払いします。貴金属等については、損害の額を時価額にて計算し、1個または1組の損害の額が30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。

各種の費用を補償 事故後の各種費用も補償します。

臨時費用



- 家財損害保険金が支払われる場合
- 家財損害保険金の30%に相当する金額をお支払いします。ただし、保険証券記載の臨時費用保険金支払限度額が上限となります。

残存物取片づけ費用



- 家財損害保険金が支払われる場合で、損害を受けた家財の残存物の取片づけ費用を支出された場合
- 家財損害保険金の10%を限度として実額をお支払いします。

失火見舞費用



- 借用住居から発生した、火災、破裂、爆発により第三者の所有物に滅失、き損、汚損の損害が発生した場合
- 1被災世帯あたり20万円(失火見舞費用保険金支払限度額まで)

修理費用 家財損害・盗難事故



- 家財損害、家財盗難の事故により、借用住居に損害が生じた場合で、賃貸借契約等に基づき、自費で修理をされた場合100万円を限度として実額をお支払いします。

遺品整理費用



- 被保険者または配偶者等が死亡したことにより、その死亡した者に代わって遺品整理を行うべき者が遺品整理のための費用を支出した場合に、50万円を限度として遺品整理費用保険金を支払います。

修理費用 被保険者の死亡による入居物件の汚損



- 被保険者または配偶者等の死亡により借用住居に損害が生じた場合で、賃貸借契約等に基づき、被保険者または配偶者等の費用で修理をされた場合に、50万円を限度として実額をお支払いします。

賠償責任を補償 さらに、法律上の賠償責任も補償します。

借家人賠償責任

- ① 火災、② 破裂または爆発、③ 給排水設備の事故による水濡れ、④ ①から③以外の偶然な事故により借用住宅に損害を与え、貸主に対し、法律上の損害賠償責任を負った場合
- ※④の事故の場合1事故30万円限度、免責1万円といたします。

個人賠償責任

借用住居(敷地内の動産・不動産を含む)の所有・使用・管理に起因する事故、あるいは日本国内で発生した日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊に対して法律上の損害賠償責任を負った場合